

建設工事等の技術職員名簿の運用について

令和8年6月1日

建設工事等の技術職員名簿については、今年は更新年にあたるため、令和8年6月1日に「令和8～11年度入札参加資格者名簿」の個別申請書類として提出していただいた技術職員名簿（以下、「【新】R8～11 技術職員名簿」という。）に切り替えを行いました。

この技術職員名簿については、入札時の配置予定技術者の確認・審査に使用していますが、今回の技術職員名簿の切り替えは、4年に一度ということもあり、下記の並行運用期間を設定し、その期間については、新旧いずれかの技術職員名簿で確認・審査する運用としますので、お知らせします。

なお、9月以降は、「【新】R8～11 技術職員名簿」のみの運用となりますので、それまでに、技術者や保有資格の登録漏れについては、変更届により手続きをお願いします。

《技術職員名簿の確認・審査の並行運用期間》

技術職員名簿	5月	6月	7月	8月	9月
	並行運用期間 （【旧】又は【新】で確認）				
【旧】R4～7 技術職員名簿					
【新】R8～11 技術職員名簿					